

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和4年（2022年）5月9日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習
- 2 主 催 者 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 3 研修及び講習の種類
 - (1) 第1型・・・クリーニング師又はクリーニング業務従事者が出席して受講するもの
 - (2) 第2型・・・通信制で行うもの
- 4 研修等の開催月日、会場名、受付期間等
 - (1) 第1型研修等の開催月日及び会場名
 - ア 令和4年（2022年）7月24日（日） 岩見沢市民会館
 - イ 令和4年（2022年）8月28日（日） 釧路市生涯学習センター
 - ウ 令和4年（2022年）11月13日（日） 札幌市産業振興センター
 - (2) 第2型研修等の受付期間等
 - ア 第1回
 - (ア) 受付開始年月日 令和4年（2022年）8月29日
 - (イ) 受付締切年月日 令和4年（2022年）9月30日
 - (ウ) レポート提出締切年月日 令和4年（2022年）10月31日
 - イ 第2回
 - (ア) 受付開始年月日 令和4年（2022年）11月14日
 - (イ) 受付締切年月日 令和4年（2022年）12月16日
 - (ウ) レポート提出締切年月日 令和5年（2023年）1月31日
- 5 受講料
 - (1) クリーニング師の研修 1人 5,000円
 - (2) クリーニング業務従事者の講習 1人 4,500円
- 6 申込先 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター
(札幌市中央区大通西16丁目2番地)